

大田区薬剤師会における広告掲載基準

令和4年8月1日

(趣旨)

第1条 この基準は、大田区薬剤師会における広告媒体への広告掲載の可否の判断を行う基準として必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 大田区薬剤師会が有する資産に掲載する広告は、社会的に信用度が高く信頼性の持てる情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしいものでなければならない。

(広告の制限)

第3条 掲載する広告は、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 法令に違反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するもの

イ 法令等に基づく許可等を要するにもかかわらず、許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの

イ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの

ウ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

エ 社会的に不適切なもの

(3) 宗教性のあるもの

宗教団体による布教活動を目的とするもの

(4) 社会問題についての主義主張

ア 個人又は団体の意見広告

イ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

ウ 国内世論が大きく分かれているもの

(5) 個人又は法人の名刺広告

単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称(代表者の氏名を含む。)を表示し、これを公衆に周知するもの

(6) 美観風致を害するおそれのあるもの

デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの

醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

(8) 基本的人権を侵害するもの

ア 人権侵害、名誉き損及び各種差別的なもの

イ 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの

ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの又はプライバシー等を侵害するもの若しくは侵害するおそれがあるもの

(9) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(10) その他広告媒体に広告掲載が好ましくないと認めるもの